議案第６７号

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年朝霞市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「保育士」を「保育士及び保育従事者」に、「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に、「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改める。

附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第３２条第２項、第３４条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第３２条第２項、第３４条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代